

第 54 回 新潟市春季市民総合体育祭 セーリング競技

大会期日 : 2018 年 9 月 2 日 (日) 予備日 9 月 9 日 (日)

主 催 : 公益財団法人新潟市体育協会・新潟市

主 管 : 新潟市セーリング連盟・新潟県セーリング連盟

開 催 地 : 新潟市中央区関屋 1-24 みはらしや

帆走指示書

1. 適用規則

1.1 『セーリング競技規則 2017-2020』(以下『規則』とする)を適用する。

1.2 規則 41 に以下を追加する。

『(e)自チーム内での情報の交換』

2. 競技者への通告

2.1 競技者への通告は、大会本部に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

3.1 帆走指示書の変更は、それが発効する日のスタート予告信号予定時刻の 60 分前までに公式掲示板に掲示される。

4. 陸上で発する信号

4.1 陸上で発する信号は、大会本部前テラスに設置されたポールに掲揚される。

4.2 音響信号 1 声とともに掲揚される D 旗は『出艇を許可する。予告信号は D 旗掲揚後 30 分以降に発する』ことを意味する。艇は、この信号が発せられるまで出艇してはならない。

4.3 回答旗が陸上で掲揚された場合、レース信号『回答旗』中の『1 分』を『30 分以降』と置き換える。

5. レースの日程

5.1 レースの日程を次の通りとする。

7:45 受付開始

8:15 受付終了

8:45 開会式及び艇長会議

9:55 第 1 レース スタート予告信号 以降引き続きレースを行う。

14:00 以降のスタートは行わない。なお、ゼネラルリコールの場合はこの限りではない。

16:00 閉会式

5.2 本大会のレース数は全 4 レースとするが、1 レースの完了をもって大会は成立とする。

5.3 レースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する 5 分以前に音響 1 声とともにレース委員会の信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

6. クラス旗

6.1 クラス旗は新潟市ヨット連盟旗とする。

7. レース・エリア

7.1 添付図 A におおよそのレース・エリアの位置を示す。

8. コース

8.1 添付図 B の見取り図は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前にレース委員会の信号船に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9.1 マーク 1 及び、2s・2p はピンク色円筒形ブイを使用する。

9.2 指示 12 に規定する新しいマークは黄緑色円筒形ブイとする。

9.3 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会の信号船とポートの端にあるオレンジ色旗を掲揚した白色のブイとする。

9.4 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ライン上にあるレース委員会船と黄色円柱形ブイとする。

10. スタート

10.1 レースは以下の追加事項と規則 26 を用いて次の方式で行う。

信号	旗（音響）	スタート信号までの時間（分）
予告	新潟市ヨット連盟旗（音響 1 声）	5
準備	P 旗、I 旗、U 旗または黒色旗（音響 1 声）	4
1 分	準備信号の降下（長音 1 声）	1
スタート	新潟市ヨット連盟旗の降下（音響 1 声）	0

10.2 スタート・ラインは、レース委員会船のオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚しているポールと、ポートのオレンジ旗を掲揚した白色円筒形ブイの間とする。

10.3 スタート信号の 4 分以降にスタートする艇は審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則 A4、規則 A5 を変更している。

11. コースの短縮

11.1 レース委員会は、規則 32 に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後概ね 30 分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうでない場合および最初のマークまでに競技の公平性に影響を及ぼすと考えられる大幅な風向・風速の変化が発生した場合、レースを中止することができる。またスタート後概ね 60 分以内にレースが終了しそうでない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。この項は、規則 32.1 を変更している。

12. コースの変更

12.1 コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置し、実行できればすぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

13. フィニッシュ

13.1 フィニッシュ・ラインは、レース委員会船のオレンジ色旗を掲揚したポールと、フィニッシュアウターマークの間とする。

14. ペナルティー方式

14.1 規則 42 違反に対し、付則 P が適用される。

15. タイムリミット

15.1 先頭艇が規則 28.1 に従いコースを帆走してフィニッシュ後 15 分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは規則 35、および付則 A4、A5 を変更している。

16. 抗議と救済の要求

16.1 抗議及び救済の要求は、大会本部で入手できる所定の用紙に必要事項を記入のうえ、抗議締切時間内に大会本部へ提出しなければならない。これは規則 62.2 を変更している。但しプロテ

スト委員会の裁量により、この時間を延長する場合がある。

- 16.2 抗議及び救済の締切時刻は最終レース終了後 60 分以内とする。この時刻は公式掲示板に掲示される。
- 16.3 当事者であるか、または証人として名前が挙げられて審問に関わっている競技者に通告するために抗議締切後 15 分以内に通告を掲示する。審問はプロテスト委員会においてほぼ受付順に行う。

17 得点

- 17.1 ヤードスティックナンバーにより時間を修正し、順位を決定する。
- 17.2 艇のシリーズ得点は、実施した全てのレースの得点の合計とする。

18 安全規定

- 18.1 出艇しようとする艇の艇長は、艇長会議終了後から D 旗掲揚 10 分後まで大会本部に用意される署名用紙にサインしてから出艇しなければならない。
- 18.2 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙はレース終了後(引き続きのレースが行われた場合、そのレース終了後)、またはレース委員会が、「本日はこれ以上レースを行わない」という信号を発した後、どちらか遅い方から 60 分後までに署名をしなければならない。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 18.3 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。中止または延期されたレースが再開される場合は、指示 18.1 に従い、再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.4 リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思を近くのレース委員会船に可能な限り伝えなければならない。帰着した競技者は速やかに大会本部で入手できる『リタイア報告書』を提出しなければならない。
- 18.5 レース委員会は、レース艇が帆走不能もしくは危険な状態にあると判断した場合にはリタイアを命ずることが出来る。
- 18.6 指示 18.1 及び 18.2 の申告に関する手続きに誤りがあった艇に対して、レース委員会は審問なしに『PTP』と記録し、(確定順位+3)点の得点を与える。但し、(参加艇数+1)点を上回らない。これは RRS63.1、及び A4、A5 を変更している。なお引き続きレースが行われた場合には指示 18.1 及び 18.3 の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示 18.2 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 18.7 艇はマスト・トップに浮力体を取り付けることができる。

19 セール

- 19.1 同一のセールナンバーを使用してはならない。また、スピネーカー艇のメインセールのナンバーとスピネーカーのナンバーは同一でなくてもよいものとする。

20 環境への配慮

- 20.1 艇は、水中にごみを捨ててはならない。ごみはレース委員会船に渡してもよい。

21 賞

- 21.1 賞を次の通り与える。 賞状 各クラス 1位~3位

22 責任の否認

- 22.1 競技者は自身の判断と責任によってレースに参加しているのであり、主催団体、関係団体及び個人は、この大会及びレースに関連して、競技者が被った疾病、負傷(精神的外傷を含む。)、もしくは死亡等の人的損害及びレース艇の損傷等の物的損害に対する責任は一切負わない。

添付図 A



添付図 B

コース Start-1-2s/2p-1-2p-Finish

